

めぼしい改正

Q : 今年度の税制改正のうち、めぼしいものにはどんなものがありますか？

A : 次のようなものがあります。

【解説】

- ① 耐用年数表の見直し
減価償却費を計算する際に使用する耐用年数表の見直しがされ、機械及び装置などの取扱いが大幅に変わります。
- ② 交際費課税制度の延長
資本金1億円以下の中小企業の交際費について、定額控除限度額(400万円)まで、その90%相当額について損金算入が認められている制度が2年間延長されます。
- ③ 少額減価償却資産の特例の延長
資本金1億円以下の中小企業者等が取得した30万円未満の減価償却資産の取得価額の全額を損金に算入する制度が2年間延長されます。
- ④ 用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例制度が2年間延長されます。
- ⑤ 欠損金の繰戻還付の不適用制度が2年間延長されます。
- ⑥ 工事進行基準によるべき長期大規模工事が2年以上から1年以上に、請負金額要件が50億円以上から10億円以上に見直され、長期大規模工事以外の工事で損失が見込まれるものについて工事進行基準が適用できるようになります。また、工事進行基準の対象にソフトウェアの受注制作が追加されました。

